

「改訂7版 建設業法遵守の手引」の記述の一部読替えについて
(解体工事業関係・技術者配置関係)

平成28年6月1日から、解体工事業の追加に関する建設業法・建設業法施行規則の改正部分と、技術者配置等に関する建設業法施行令の一部改正が施行されます。
これにともない、本書の記述も以下のように読み替える必要が生じます。
お手数ですが、該当箇所についてご訂正お願いいたします。

| (ページ) | (該当箇所) | (現行) | (改正(28.6.1)後) |
|---------|-----------------------------------|------------------------|--|
| p.3 | (2)特定権建設業の許可 | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.4 | (イラスト内) | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.6 | *印の注釈2段落目 | 「公布日から …なります。 す。 | → 解体工事業を営む者については、改正 法施行日(平成28年6月1日)から解体工 事業の許可が必要となりました。 |
| p.48 | (1)施工体制台帳 | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.52 | (2)監理技術者 | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.55 | 5 主任技術者、監理技 術者の現場専任制度 | 5,000万円 2,500万円 | → 7,000万円 → 3,500万円 |
| p.117 | 表中「許可の区分」欄 | 3,000万円 4,500万円 | → 4,000万円 → 6,000万円 |
| p.117 | *印の注釈 | * 解体工事… | → (削除) |
| p.135 | *印の注釈 | * 解体工事… | → (削除) |
| p.136-7 | 表については、次のページからダウンロードしたものをご利用願います。 | | |

<http://www.tekitori.or.jp/2.pdf>

[さらに、P141以降の各種通知文書等も、上記に準じて改正が行われるものと思われます。]